平成２３年（フ）第４６１号
相模原市中央区陽光台１丁目９番５号　ハイツ菅沼202
債務者　渡邉　健次
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第３４０号
新潟市東区粟山２丁目15番30号　セシリアハウス207号、申立時の住所新潟市中央区山二ツ１丁目２番６号　桜井マンション102号
債務者　五十嵐　潤
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８８号
新潟県東蒲原郡阿賀町平堀2076番地
債務者　佐瀬由美子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４２号
新潟市西蒲区松野尾1913番地
債務者　横山　茂美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４３号
新潟市西蒲区松野尾1913番地
債務者　横山　幸子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４８号
新潟市中央区汐見台２番地22　県営汐見台住宅422号
債務者　山崎　勝利
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７５号
新潟市西区青山１丁目７番１―1021号、前住所新潟市西区浦山２丁目４番38号
債務者　小野　和美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７６号
新潟市西区小新２丁目18番20号
債務者　白井あかね
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７７号
新潟市中央区笹口１丁目15番地28　ハイタウン神田１―２
債務者　神田　浩幸
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４７８号
新潟市江南区船戸山２丁目１番23号
債務者　鈴木　昭英
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４８３号
新潟県五泉市東本町１丁目６番１号
債務者　中島　正夫
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２４６号
京都府宇治市神明石塚77番地　ひかり荘１階２号
債務者　山下　　昇
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４７号
京都府宇治市神明石塚77番地　ひかり荘１階２号
債務者　山下　和代
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
京都市上京区出水通日暮西入金馬場町164番地　ハイツ和102号
債務者　相羽　美佳
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６６号
京都市南区吉祥院西ノ庄門口町７番地　竹内マンション201号室
債務者　小西　妙子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６２３号
東京都江戸川区松江２丁目２―12
債務者　渡邊　恵司
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３６６１号
東京都大田区東蒲田１丁目15―８　第16シンエイビル207
債務者　櫛引　康弘
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部